

## **普通預金（決済用普通預金を含む）規定**

### **1.（取扱店の範囲）**

この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

### **2.（預金の払戻し）**

- （1）この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、通帳とともに提出してください。
- （2）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
- （3）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

### **3.（利息）**

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日に、当組合所定の方法により表示する利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

また、決済用普通預金には利息を付けません。

以 上